意見募集(H29.12.25~H30.1.31)に係る意見に対する策定委員会の考え方(案)

●中間素案全体について

	意見の概要	策定委員会の考え方
1	文字の表現レベルと文章の理解度レベル、動作レベルをどのレベルにするのですか。読めば100%理解できる⇒マニュアルレベルにするのですか。	本条例素案は、まちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定める理念的な条例案として考えています。そのため、条文をマニュアルレベルにすることは難しいと考えていますが、条例施行の際には条文だけではなく「解説」や「考え方」を作成し、誰が読んでも趣旨が理解できるよう工夫してほしいと考えています。
2	橋本市自治基本条例の理解者(人)リーダー、教育、伝道者(市組織?)が本部組織に必要ではないですか。	本条例は、市民・議会・行政など多くの方に知っていただき、使っていただくことで生かされるものだと考えています。そのため、行政はもちろんですが、市民も本条例の理解者や伝道者になる必要があると考えています。
3	自治基本条例について、将来を見通し最低20年は適応出来る条例の検討をお願いしたい。	本条例素案には、第8章に「条例の検証及び見直し」の条項を盛り込むことを考えています。本条例はまちづくりを進める上で基本となると考えているため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなどを検証し、市民参画のもとで、実効性のある条例であり続けるように橋本市全体ではぐくんでいきたいと考えています。
4	協働という言葉について、市民からすると、責任逃れの感じがします。また、協働をはぐくむとありますが、「はぐくむ」は親鳥が羽でくるんで雛を育てるさまから来ている言葉で、養育・動物を育てる意味だと思うので、タイトルとしてはそぐわない気がします。もっと適切な言葉はありませんか。	これからの人口減少、少子高齢化社会においては、行政が今までとおりの行政サービスを行い続けるには限界があると感じています。そのためにも、市民も「自分のことは自分で。自分たちのことは自分たちで」という意識を持って、みんなで力を合わせて取り組むことが必要不可欠だと考えています。また、「はぐくむ」という言葉についてはご指摘のとおりの意味もありますが、「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から「はぐくむ」という言葉を選びました。
5	条文が平易で小学生でも分かるような言葉で書かれていて、条例としての重みに欠けると思いました。また、協働やはぐむという市民に寄り添った流れが主になっており、市としては住みよい・安全・福祉など、平和裏に納める傾向が感じられました。弱いものを助けることは大切ですが、弱いふりをしている人に対しても、真面目に働き、それを支える若者に元気を与える言葉がほしいと思います。	本条例素案は、市民・議会・行政の三者すべてを対象としており、さらにまちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定めているため、誰が読んでも読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみをもっていただきやすいように、あえて「です・ます調」にしています。
6	発言するのは1の力、それを纏めるのは10の力、それを実行するのは100の力が要ると言われます。法の運営は人にありと言われます。低迷する市政の立て直しには法令よりは、市役所体質の改善が近々の課題ではないかと思います。総花的な政策ではなく、目的を絞り込み勇気をもって市政に取り組んでもらうようお願いします。	今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化に対応するためにも、より一層行政内部でも連携を取り合ってもらいたいと考えています。また、そのためにも、市民も自分たちのまちに関することを「自分ごと」と捉えて積極的にまちづくりに参画する必要があると考えています。

●前文骨子

	意見の概要	策定委員会の考え方
7	前文骨子の⑤に「一人ひとりが彩り豊かに…」という表記がありますが、抽象的な表現のため、納得し難いと思います。例えば、「一人ひとりが、個性を生かしながら心豊かに…」等の方が理解しやすいのでは。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。

●第1章 総則

	● \$ 1 早		
	意見の概要	策定委員会の考え方	
8	何の為に、今条例制定が必要なのか?を 大項目、中項目、小項目を詰める時間を とるべきだと思います。	人口減少や少子高齢化により、税収の減少をはじめとし、社会保障費の増加、地域の担い手の減少など、さまざまな問題に直面しつつあります。現在のような右肩下がりの時代において、今までとおりの行政サービスの手	
9	なぜ今基本条例が必要なのか。絵に描いた餅にならないかと心配しています。条例によって何を目的に謳うのか明確に示す必要があると思います。	法では限界があります。そういった問題を乗り切るためには、地域の課題や問題を、一人ひとりが「自分ごと」と捉え、自ら考え、主体的に行動することが必要だと考えています。そのために、まちづくりに関する理念や基本的なルール、仕組みを作る必要があると考えました。また、条例を制定するだけではなく、条例を拠り所として、一人ひとりが主体的に、「自分ごと」として取組み、地域での活動などを積極的に行うことが必要不可欠であると考えています。	
10	1章1条 「…自立した地域社会…」の表現がありますが、この「自立」は経済的なものか、生活環境なのか人によって理解内容が異なると思われます。後述の13条にある「…自立した財政運営…」を言うなら、1条は「…財政の自立した地域社会…」とした方が分かり易いのでは。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で	
11	橋本市自治基本条例単語集・定義集(手帳 スタイル)が必要ではないですか。	議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。	
12	第2条の(1)は無くてもよいのでは。 (2)市民:日本国籍を持ち次のいずれかに 該当する人、と是非国籍条項を入れてほ しい。		

13	反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずです。国籍が日本かどうかわからない市民という曖昧な人たちに自治を任せたくありません。	ご提案いただきありがとうございます。 中間素案の時点では、策定委員会では「市民」の範囲に ついて、まちの営みに関わっているのは、市内に住所を
	条例の対象となる「市民」の定義を異常に拡大しています。住民と居住者を等しく「市民」として、ひとくくりにして定義することは、自治体と住民との法的関係から見ても大きな問題があるのではないでしょうか。	有する住民の方だけではなく、在勤、在学者、団体や事業者などの方も含まれると考えています。そのため、住民の方だけではなく橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義にしてはどうかと考えました。協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、橋本市のまちの発展につながるとも考えています。 また、そういった方々も含めて、一人ひとりが「自分ご
14	中間素案にある「市民」の定義は、法律の規定はもとより、一般常識ともあいいれるものではありません。地方自治法第10条には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を	と」と捉えて主体的に考え、お互いに協力し補完し合い ながら、自ら創造したり解決したりすることが自治では ないかと考えていますので、「自治を任せる」のではな くみんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考え ています。
	有し、その負担を分任する義務を負う」 と規定しています。非居住者にはそうし た義務はありません。	さらに、市民のみなさんの活動や取組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動していただきたい、加えてその活動を後押しするような条例にしたいと考えているため、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いました。
15	反対です。橋本市のことは住民の代表と して選挙で選ばれた議員に私たちは託し ているはずです。国籍が日本かどうかわ からない、市民という曖昧な人達に自治 を任せたくはありません。	ご意見でいただいているとおり、二元代表制を否定したり、憲法や地方自治法で定められていることを違反したりしようとするものではありませんので、ご理解ください。
16	条例の中の市民という表現には違和感を感じます。橋本市に住民票のない人達、団体も入ってくるのでしょうか。そのような人達が本当に橋本市のことを考えてくれるのか不安です。	いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、 今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただき ます。
17	第3条 基本理念について、地域とは、どんな規模の概念ですか。住み慣れたとはどんな概念ですか。	住み慣れた地域とは、一人ひとりが生活する日常生活圏 域から橋本市全体のことまでを指すと考えています。
18	第3条は、住み慣れた「郷土を愛し」、と してはどうですか。	
19	第3条は、「…安心、安全な生活」を「安心、安全で輝きのある生活」としてはどうですか。 特に基本理念では「安心、安全」のみならず、市民個々が様々な局面で「輝く生活」をおくれるようにしたいものです。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。

20	第4条 基本原則について、姿を実現する為に、誰が〜、誰と、どこで、どのように、の行動基準と思考レベルが必要だと思います。基本理念に「地域」があるので、地域や場所についても必要です。また、地域の特徴を細かく洗い出し、地域を類型化することも必要だと思います。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。本条例素案は、まちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定める理念的な条例案として考えていますので、条文に具体的な内容をたくさん盛り込むことは難しいと考えていますが、「解説」や「考え方」を作成し、理解していただきやすいように工夫したいと考えています。また、ご提案いただいている地域の特徴の洗い出しや類型化は、条例制定後に条例を推進していく上で有効な方法だと思いますので、今後ワークショップなどを通じて、地域別計画の策定などについても行っていただきたいと考えています。
21	第4条(2)「市民は、まちづくりの主体として、積極的に参画する」とありますが、主体は市当局だと思います。	人口減少、少子高齢化が急速に進むと推測される中で、 行政主体でまちづくりを行うには限界があると考えています。そのため、地域のことをよく知る市民が、自分のことは自分たちでという意識を持ち、主体的かつ積極的にまちづくりに参画することが、多様な地域課題を解決することや、元気なまちをつくるためには必要だと考えています。

●第2章 市民

	意見の概要	策定委員会の考え方
22	第5条(1)「主体的に」は「積極的に」と してはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。
23	条例で縛る権限責任の所在を明確にする ため、各条文に主語を明記した方がよい と思います。 第5条の主語は、「市民は」としてはどう ですか。	ご提案いただきありがとうございます。中間素案の時点では、みなさんからご意見をいただきやすいように、あえて箇条書きの形をとりましたが、最終的な条例素案づくりの際には主語を明記する予定です。いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。

●第3章 市議会

	意見の概要	策定委員会の考え方
24	第6条(1)の条文は簡素化して、「市民の代表として議決の責任を負い…」としてはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます 中間素案の時点では、第6条は「橋本市議会基本条例」を 参考にしています。 いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、
25	第6条の主語は、「市議会は」としてはどうですか。	今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただき ます。

●第4章 市長等及び職員

	意見の概要	策定委員会の考え方
26	第7条(2)は必要でしょうか。 第2条(4)の定義では、市長等の中に市長 が含まれているので、市長と市長等の役 割がわかりにくいと思います。	
27	公助の役割をもっと広くしてはどうです か。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて
28	第8条 「職員は全体の奉仕者…」を「職員はわたしたちの奉仕者…」としてはどうですか。	議論し、ラ後の最終的な未例系案フへりの参考に合せて いただきます。
29	第8条の主語は、「職員は」としてはどうですか。	

●第5章 地域づくり

	意見の概要	策定委員会の考え方
30	第9条(1)「安心して」を「健康で心豊かに暮らす」としてはどうですか。	
31	第9条(1)の主語は、「わたしたちは」と してはどうですか。	
32	橋本市にはブロック体制(地区運営体制)や、統治システムを構築する為の検討が必要だと思います。現在の区長、自治制度は将来崩壊することを想定し、地域区党組織を構築する必要があります。とを想定し、地域区党組織を構築する必要があります。高本市は10ブロックが必要だと思います。地区の意見のは、かなりの期間と教育が必要でが必要にとめ、個人と組織の整合性をとでが必要にとめ、の期間と教育が必要ではありの期間と教育が必要ではありの期間と教育家作成者が必要ではあいます。中、議会が原案作成当長が取り分のの関係では、かなりの期間と教育を受け検討分のである。原案作成者が必要では流治長が取ります。というでは、おり、というでは、は、からには、は、は、というでは、は、からには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。

33	第10条 地域運営組織は、一定のまとまりのある地域と定義され、区や自治会と連携する旨が述べられています。しかし、自治会は高齢化で、組織運営もままならない状況にあると言えます。この上地域運営組織を加えることは、現実的ではないと考えます。	区・自治会は、地域コミュニティの中核として、地域における多様な分野で重要な役割を担ってきました。しかし、ご指摘のとおり、区・自治会が単独で、それらの役割を担うことが困難になりつつあります。こうした中で、地域運営組織には、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、一定のまとまりのある地域内で、区・自治会をはじめとする地域内の様々な組織・団体や、女性・若者を含む多くの市民の参画の下、区・自治会における加入率の低下や担い手不足を補うといった「相互補完」の関係を構築することで、それぞれの活動の充実・活性化や新たなリーダー・担い手の発掘といった相乗効果が期待できると考えています。
34	第10条(3)「地域運営組織は、地域における共通の課題と取組み、地域の特性を生かし市・区・自治会と連携をしながら運営する」としてはどうですか。また、(2)との整合性を採り削除してもよいと思います。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。
35	第10条の主語は、「市民は」としてはどうですか。	
36	本条例素案において、自治の最少基本単位は市民個人ではなく、「地域運営組織」であると考えますが、それにより持ち上げられる行政課題を集約して、市全体の方向性との調整及び地域間バランスを取り、市による市政執行に反映するとの理解で良いでしょうか。	まず、市民一人ひとりが自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでという意識を持ち、まちづくりに主体的に参画することが大切だと考えています。 地域運営組織は、行政課題の集約を行い市政に反映する場ではなく、多様化する地域の課題について、地域のことをよく知る地域のみなさんが、それぞれの地域の実情に応じて主体的に取組み、その取組みに対して必要に応じて行政は支援を行い、協働することで、よりよい地域課題の解決を図ることができると考えています。また、特定の地域だけではなく、地域同士が連携を取りやすい仕組みを考える必要もあると考えています。
37	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	33や34で述べたとおり、地域運営組織と議会は役割が異なるものですので、比較できるものではないと考えます。
38	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	なお、本市においては、既に「橋本市議会基本条例」 平成26年7月に施行され、市民と議会の関係、市長等 議会の関係などについて規定されているため、具体的 内容については同条例によることと考えています。

39	反対です。 自治基本条例と名前を聞くと良さそうに 思えますが、中身は議会軽視の条例で 選挙で表別に を表別で で選ばれたい で選ばれたい を表別に を表別に を表別に を表別に を表別に を表別に を表別に を表別に	ご提案いただきありがとうございます。 本条例素案では、市民・議会・行政の役割と市民の参画の方法などを規定しています。本条例素案で定義した可能のではなく、市政における政策の最終決定な必ずのではなくではない。 ことは、これまでと同様に二元代表制である議の会と市議会軽視の条例を策定したりのしているわけではありません。 また、二元代表制を否定したりしようとしているわけではありません。 また、二元代表したのしたりしようとしているわけでは対応が困難な課題について、地域運営組織では、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、のが表別を充実を持ていません。 なお、地域運営組織では、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、のの様々な組織・団体や自治会と者えているもので、とれぞれの活動を充実を満合は本来比較できるものではないと考えています。 市民の定義については、協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、信民の方だけではどうかとも考えていますので、住民の方だけではどうかとも考えていますのであるとも考えていますので、合いるとも考えていますので、まないただけではどうかととも考えていたご提案は策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
40	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	(37、38と同じ意見が届いています)
41	第5章地域では、第6章市政運営、、第6章年例の検証及び見直しに何を記して、「地域主体の街ででは、「中民」と「中民」と「市民」、「中民」と「市民」、「市民」、「市民」、「市民」、「市民」、「市民」、「市民」、「市民」、	地域主体のまちづくりとは、住み慣れた地域に対して、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでの意識を持ち、地域課題を共有し、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことを考えています。地域課題の解決はその地域に関わる市民の住みよさや満足度にもつながると考え、その取組みに対して、行政が必要なときにフォローアップができるような仕組みづくりが必要だと考えました。地域運営組織は、地域課題に対し、行政だけでなく地域に関わるあらゆる人が、地域のことを「自分ごと」と捉えて、尊重し合いながら共に考え力を合わせて課題解決を図る場として考えています。また、民間非営利組織とは、NPO法人やボランティア団体などのことを想定しています。そのため、両者とも議会とは役割が異なるものであり、権力の二重構造を作り上げるものではないと考えています。

要約筆記者が少ない為、派遣した時に対 応していただけない場合があります。要 約筆記者を増やしてほしいです。 本条例素案に具体的に盛り込むことは難しいと考えていますが、そういった活動を行っている方の後押しができるような条例になるよう、条例素案づくりの策定に努めたいと考えています。

●第6章 市政運営

	意見の概要	策定委員会の考え方
43	第6章の「考え方」のコラムは分かり易く表現されていて良かったと思います。地方自治法義務を超えてでも実施するという、意欲を感じました。	ありがとうございます。他の章に関しても、最終的な素 案づくりの際には理解していただきやすいように解説な どを作る予定です。
44	第12条 「まちの将来像」を「橋本市の 将来像」としてはどうですか。	
45	第12条(1)の主語は、「わたしたちは」 としてはどうですか。	
46	第13条(1)は、「自立した財政運営を行うため、市長等自らの判断と責任で財政を確保して予算を編成し、市民の信託を受けた市議会に諮り、使途を決定する」としてはどうですか。	
47	第13条(2)の主語は、「市は」としては どうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて
48	第13条(2)では総合計画を行政推進の基準に考えているので、よいと思います。	いただきます。
49	第14条(1)で「毎年度行政評価」とありますが、総合計画の実施計画は3年ごとであり、全体的にはそれくらいの期間で良いのではないでしょうか。期間内に完了する事業についてはその事業毎の事後評価は必要だと思います。	
50	第14条(1)の主語は、「市は」としては どうですか。	

●第7章 条例の位置付け

	意見の概要	策定委員会の考え方
51	第15条の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。
52	第1条目的及び、第15条条例の位置付けについて、市で制定されている条例の中で、自治基本条例が「最高条例」であると読み取れます。他の条例の改廃にまで関与するこの条例を、尊重・遵守まで求める事は、他の条例に対する優位性を規定している事になります。本来、地方自治体は、日本国憲法とその付属法令によって、存立の基礎、責務、権限等を与された憲法秩序内の存在です。従って、この様な条例を制定する事は、法理上も矛盾であり、政策的にも妥当とはいえないと思います。	本条例素案では、自治やまちづくり、協働の推進において、今後様々な条例や施策を展開していく中で、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、本条例素案全般に係る趣旨を理解し、尊重して進めていただきたいと考えて盛り込んでいます。 他の条例に対する優位性を示しているわけではありません。

●第8章 条例の検証及び見直し

	意見の概要	策定委員会の考え方
53	第16条・第17条ともにはぐくむで埋め 尽くされています。もっと適切な言葉を 探してください。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で 議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせて いただきます。
54	第17条 はぐくむ委員会について、市民の参画を求めるとなっていますが、どのように参画できるのかよく解りません。 現在活動を進めている社会教育団体等の意見を聞いてもらえる機会が設けられるのか不安です。今までの市の提案は一方的で決まってからしか伝わって来なかったので、同じようにならないようにしてほしいと思います。	ご提案いただきありがとうございます。 情報共有や市民参画によって、橋本市全体が協働してま ちづくりを進められるような条例素案の策定に努めたい と考えています。 いただいたご提案は策定委員会内で議論し、今後の最終 的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。